明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五五）　一

〔告　示〕
○電気通信事業法施行規則第十九条の六第二項に基づき、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を定める件（**総務**二三九）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一七一）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**経済産業**八五）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一一一～一一五）
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一一六）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一一七）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一一八）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一五六～一五八）
○道路に関する件（**四国地方整備局**七四、七五）
○道路に関する件（**九州地方整備局**九九、一〇〇）

〔国会事項〕
内閣

〔人事異動〕
官庁事項

〔官庁報告〕
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
保障契約証明書の無効について（九州運輸局）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省令

○総務省令第五十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（特定電気通信役務の範囲） **第十九条の三**　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。）とする。	（特定電気通信役務の範囲） **第十九条の三**　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
［削る］	一　加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
［削る］	二　データ伝送役務
［削る］	三　専用役務
（特定電気通信役務の種別） **第十九条の四**　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。	（特定電気通信役務の種別） **第十九条の四**　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。
［削る］	一　音声伝送役務
［削る］	二　音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの
（第一種指定電気通信設備の基準等） **第二十三条の二**　法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（第一種指定電気通信設備の基準等） **第二十三条の二**　［同上］